

[別紙1]

# とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進 事業補助金の事務手続きについて

## 1. 交付申請書提出

○交付申請は、農業・林業者は、農林事務所、農林局等所管の地方機関、  
又は本庁関係課、水産業者は境港水産事務所又は本庁水産課に  
郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことが  
できます。

## 3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

## 4. 事業完了

※事業の完了とは：補助事業経費の支払いが全て完了した日

【事業が年度内に終わらない場合】  
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

## 5. 実績報告書提出 (完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日)

○実績報告は下記提出先を郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

※実績報告書提出後、約2週間～3週間後に、指定口座に振り込みます。

資料提出・問い合わせ先 鳥取県農林水産部・とっとり農業戦略課  
鳥取県鳥取市東町1-220  
0857 - 26 - 7388 nougyousenryaku@pref.tottori.jp